

《 声 明 》

日本学術会議法改定の今国会での見送りにあたって

2023 年 4 月 30 日 軍学共同反対連絡会 幹事会

政府は 4 月 20 日、今国会での日本学術会議法の改定を見送りました。これは何よりも日本学術会議（以下、学術会議）が、ぶれずに毅然とした姿勢で政府に対応し、第 187 回総会では全会一致で、学術会議法上、最も強い意思表示である勧告「日本学術会議のあり方の見直しについて」（2023 年 4 月 18 日）を採択した結果です。また、各学協会の声明、歴代の学術会議会長 5 名の連名による「根本的再考」を求めるアピール、日本のノーベル賞等受賞者 8 名の熟慮を求める声明、海外のノーベル賞受賞者 61 名連名による日本のノーベル賞等受賞者 8 名の声明への支持、海外アカデミーの代表者からの学術会議の独立性への支持、つまり学術会議の独立性を守るべきだとの内外のアカデミアからの強い支援があり、これに加えて市民の強い批判が続き、広範な世論が法案上程を見送りに追い込んだ結果と言えます。

今回の改定問題の本質は、政府の機関である以上政府と問題意識や時間軸を共有すべきであるという考えに基づき、会員選考に政府・財界の意向を反映させることでした。それは政府などの権力から独立し、自律的に発展する学術がもたらす多様な見解により人類の福祉と平和に貢献するという学術のありかたを否定するものです。そのことは、上記勧告と共に学術会議総会が採択した国民へ向けての声明「『説明』ではなく『対話』を、『拙速な法改正』ではなく『開かれた協議の場』を」（2023 年 4 月 18 日決定）に示されています。

政府は今回の学術会議の断固たる見解を受け入れ、学術会議の独立性・自律性を奪う全ての企てを断念すべきです。そして岸田首相は、2020 年の菅首相による 6 名の会員任命拒否を直ちに改め、6 名の任命を行うべきです。それこそが学術界と政府との間の信頼関係を回復する道であり、その上で学術の発展のための協議の場を作るべきです。

今、「安保 3 文書」を具体化する「防衛財源確保法案」や「防衛産業基盤強化法案」などの悪法が国会に付されています。学術会議法の改定の動きは、これらと一体の関係にあることは私たちの 1 月の緊急声明「軍学共同を一層推し進めることにつながる日本学術会議法改定の動きに反対します」（2023 年 1 月 30 日）の中でも述べたところです。安保 3 文書には「安全保障分野における政府と企業・学術界との実践的な連携の強化を進める」など軍学共同の推進が明確に打ち出されており、そのために、軍事研究に一貫して反対してきた日本学術会議の存在が障害になっているからです。

4 月 27 日に学術会議会長はメッセージ「学術の発展とより良い役割発揮のために、広く関係者を交えた開かれた協議の場を」を発しました。私たちは、政府・財界のためではなく学術が反戦・平和と福祉に役立つことを願い、このメッセージを踏まえて、学術会議民営化を目指す動きに反対する取り組みを広げる決意です。

学術会議への新たな攻撃を許さないために

小寺 隆幸

《梶田会長のビデオメッセージ》

5月26日、日本学術会議梶田会長が、「新たな信頼関係への一歩」（梶田会長から国民の皆様に向けたメッセージ、4分間）を発した。

<https://www.youtube.com/watch?v=A7qiv2SxrLM>

この中で会長は学術に携わるものとしての社会への責任と、学術の独立を守る姿勢を表明した上で、政府は「今回見送った法改正か民間法人化という二者択一をお考えかもしれませんが、私たちは本当の意味で対話が成り立つようにしたい。政府との話し合いを公開し、じっくりと深い議論をする」という確固とした決意を語っている。

4月18日学術会議総会が全員一致で採択した「勧告 日本学術会議のあり方の見直しについて」
<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s187-k.pdf> で求めたのは「日本学術会議のあり方を含め、さらに日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場を設ける」ことだった。総会の議論の中でも会員から次のような意見が出された。

「日本の研究力低下という深刻な現状の中で、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の在り方も見直していかないと日本の学術は没落する。その中で学術会議の問題も位置付けていく。」

「国民が心配しているのは日本の科学力の低下であり、科学を発展させるためにもなぜこの法律がまずいのかを訴えるべきだ。」

しかし政府はこの学術の立場からの問題提起に真摯に向き合おうとはしない。岸田首相は法提出を見送った際に次のように後藤大臣に語った。

「今後は法案提出と『民営化』の二つを俎上に載せてほしい。丁寧に議論しつつ、早期に結論を得ることが大事だ。」

ここには日本の科学技術の現状に対する危機感も問題意識もみられず、学術会議を規制するために「丁寧に」圧力をかけることしか考えていない。そのような政府の姿勢を梶田会長は問うている。会長のメッセージを、今、広く多くの人々に伝えていくことが求められている。

《民営化を煽る読売の報道》

4月20日の法案提出見送りから3週間も経った5月12日、読売新聞は1面トップと3面を使い学

術会議問題を大きく報じた。

1面では「学術会議の『一斉辞任』危機、首相、対立回避で決断」という大見出しを掲げている。その中で後藤経済再生相は「このまま突っ込んだ場合、学術界との間に大きな亀裂や混乱が生じる」と首相に述べ、「梶田氏を含め、学術会議の役員が一斉に辞任することもありうるのではないか」という最悪のシナリオが、「後藤氏や政府高官の脳裏によぎった」と記している。

実際学術会議総会では「断固反対とはっきり言うべきだ」「全員の辞職とか強い行動はないか」という意見が会員から出された。その方法が良いかについては様々な意見が交わされたが、そのくらい重大な事態だという危機感を会員が共有していたのである。そして梶田会長も、18日、総会の最後にこう締めくくった。「12月総会で会長として重大な決意で臨むと発言し、政府案の再考を求めてきました。政府は「勧告」という我々の強い意志を真摯に受け止め検討されることを期待しています。」

このような学術会議の毅然とした対応は政府の予想を超えたものであり、衆参補欠選挙と統一地方選投票日が23日に迫る中で、世論の反発を避ける自己保身のために見送ったのだろう。

だが読売の記事の真の狙いは、学術会議の姿勢に政府が譲歩したかのように描きつつ、3面で『「民間法人化」案に転換」と大見出しを付け、しかも問題を意図的に軍事研究についての学術会議の2017年声明と結び付けることにある。

記事は菅前首相が「2017年声明が『デュアルユース』の先端科学技術研究を否定する動きを見せたことを独善的だと問題視し、会員選考にも偏りがあるとして」、6人の任命拒否に「踏みきった」とし、岸田首相も「学術会議への問題意識は菅氏と共有している」と書いている。菅前首相が黙して語らなかった任命拒否の狙いが学術会議の軍事研究に対する姿勢にあり、岸田首相の今回の法改悪の狙いもそこにあるというのである。これまで下村政調会長（当時）らが、軍事研究に反対するなら政府から出ると語ってきたが、政府としては、学術会議の2017年声明自体に言及することは慎重に避け、内閣府は専ら学術会議会員の選考過程の「透明化」を大義名分として法改正が必要だと繰り返し語ってきたのである。

しかし今、この記事が出たのは、学術会議に軍事研究問題を正面から突きつけようとする動きが政府・自民党内にあるからではないだろうか。昨年末に閣議決定された国家安全保障戦略は、「民間のイノベーションを推進し、その成果を安全保障分野において積極的に活用するため、広くアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進等に取り組む」(VI 2 (4) 工)と明記し、学術会議自体を軍事研究に動員することを明確に打ち出した。そこで今後は、「人事の透明化」という形式や制度面の問題から内容に踏み込み、政府の軍事研究重視の政策に協力できないのなら政府から出て行けという露骨な圧力を強めるのでは無いだろうか。

読売の記事は匿名の東日本の国立大理系教授の発言で締めくくられている。「政府機関でありながら、政府に口を出すなというのは筋が通らない。シビリアンコントロールも利かず、戦前の軍部のようなものだ。政府にくちを出されるのが嫌なら、海外のように非政府組織として活動する道を選ぶべきだ。」このような読売による世論工作を許してはならない。

《人事の透明化をはかるという法案の欺瞞性》

今後、政府が二者択一を迫る中で、改めてそれぞれについての問題点を丁寧に大学や地域で提起する必要がある。まず学術会議法改悪については、4月17日に内閣府が示した最終案でも、12月以来学術会議が指摘した問題は何一つ変更、撤回されていない。特に5人の選考諮問委員は学術会議会長が選ぶとされているが、その人選にあたってCSTIの有識者議員及び日本学士院院長らと協議するとし、実際には政府の息のかかった人しか選べないことが明らかになった。「内閣府は、諮問委の委員を経済界などから選ぶことを想定」と朝日新聞は報じたが、そのような諮問委が学術会議会員選考に口を出し、しかも「その意見を尊重しなければならない」と法律に書かれる。諮問委員は非常勤の公務員で守秘義務が課せられる。透明どころか、密室での議論である。

内閣府は、学術会議と諮問委の意見が違ったらどうするのかとい

う学術会議総会での質問に対して、最後に決定するのは学術会議だと言う。しかし法律に「尊重義務」が書きこまれており、諮問委の意向を無視すれば、法律を遵守しないとみなされ、3ないし6年後の見直しで民営化する布石となるのは目に見えている。

さらに、総理による任命拒否はありうるかという質問に内閣府室長は、「菅総理の任命行為は適正になされ、今後も適正になされる」と明言した。違法な任命拒否行為自体が政府にとっては適正であり今後もありうる。諮問委の意向を無視して会長が決めれば、その人は任命拒否されかねない。

こうして理由も明らかにされずに任命拒否された6名同様、今後も政府や経済界の意に沿わない人を会員から外し、人事を通して学術会議を政府がコントロールする為の法制化に他ならない。

《学術会議を無力化させるための独立法人化》

一方「自分たちだけで人事を決めたいなら民間的組織でやるのも選択肢だ」(自民党世耕参院幹事長)という声に対し、市民の中にも「政府から出るほうが独立性を保てるのでは」という意見も存在する。

改めて押さえておこう。学術会議は、政権のためでも、さらに国家のためでもなく、「平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、学術の進歩に寄与する」(日本学術会議法前文)のために設立された。そして日本の学術が国家に従属し、戦争に利用された反省に立って、憲法23条「学問の自由」を担保するものとして、政権や産業界の意向にとらわれず、国費で運営し政府に対する勧告権も有する独立した国の機関として設置されたのである。

一方欧米のアカデミーはそれぞれの歴史的経緯のなかで民間組織として存在している。例えばもっとも歴史のある英国 Royal Society は1660年に



東京乃木坂の日本学術会議会館前で総会参加者を激励する市民 4月17日

科学者の共同体として設立され、国王や教会の権威に囚われず研究・発信し社会に信頼されてきた。議会から毎年 80 億円の助成を受け活動し、時の政権の意向を超えた公的意見として政府も尊重する。

同様にベルギーでも、政府がコンゴでの植民地政策についてアカデミーに諮問し、600 ページもの報告を受けとめて、昨年植民地政策を正式に謝罪した。

一方日本では、2015 年の安保法制議論の際に多くの憲法学者の反対を安倍政権が一顧だにできなかったことが示すように、学術に対するリスペクトが政治家に希薄であると言わざるを得ない。そういう中で学術会議を独立法人とし、当面予算を付けるが、ゆくゆくは政府や財界の諮問に依って費用を受け取るなど自ら稼いでいけということは、学術会議を政策や企業の利潤追求という枠内でのシンクタンクにしていくことになりかねない。

今、科学技術のあり方や社会との関わりを巡って様々な問題が生じている。例えばゲノム改変はどこまで許されるかは私たちにとっても大きな問題である。社会的指針を作る為には、科学のあり方と生命倫理についての多面的な議論を通して、目先の政策から独立した長い視野での検討が求められる。その議論を政府が任命し、官僚によってシナリオが作られている「有識者会議」に委ねて良いだろうか。人文・社会・自然・生命科学などの優れた研究者を擁する学術会議が、独立してオープンな議論を創っていくからこそ、市民社会の共通理解が創り出せるのではないだろうか。

民営化することは、そのような議論を公的に行う場を失うことになりかねない。それは科学者の問題である以上に、私たちにとって、社会にとって大きな損失であることを丁寧に訴えていきたい。

学術を再び軍事に動員しようとする動きが強まる今、学問の自由、学術の自律と独立を守るために、大学で、地域で議論を始めていただきたいと願う。

【付記】その一つの試みとして、東京・町田市では市民が田中優子前法政大総長の講演会「平和のための学問と大学のあり方」を 5 月 6 日に開催した。

(ニュースレター 78 号参照) 地元玉川大学が安全保障技術研究推進制度に採択されて行っていた量子暗号研究はこの 3 月で終了したが、これ以上防衛省に関わるなという地元住民の願いを踏まえ、田中さんは軍事研究の問題から自民党の改憲案まで、満席の 260 名の市民にわかりやすく話して下さった。下記 URL、または「UPLAN 田中優子」で検索すると映像を見ることができる。

<https://www.youtube.com/watch?v=J3BWxSnROJ4>

豊橋技術科学大学

二年連続大規模研究 S 採択

安全保障技術研究推進制度 2022 年度追加

昨年度の安全保障技術研究推進制度の採択は 8 月 26 日時点で大規模 8 件 小規模 13 件、その中に主採択された大学はなかった。(ニュースレター 71 号参照) ただ S 課題については追加もありうるとされていたが、22 年 11 月 18 日に 3 件の追加が発表された。その一つが豊橋技科大で、その分担研究にもう一つの大学(大学名不明)が加わっている。他の 2 件は、理化学研究所「レーザー推進による衛星の運動制御のための宇宙用レーザーの開発」とソフトバンク「有機正極二次電池の充放電機構の解明と高エネルギー密度化の研究」である。

豊橋技科大は 21 年度も「ヘテロナノ組織化による超高強度金属について」でやはり大規模研究として採択されている。今回の研究テーマは「飛沫中のウイルスを検出するグラフェン共振質量センサの研究」で、「架橋グラフェン上に吸着した分子の質量を高感度で計測する共振質量センサと特異性の高い DNA アプタマーを組み合わせ、空気中のバイオエアロゾルを高感度に検出する環境測定型ウイルスセンサに関する基礎研究を行い、これまで難しかった環境中のウイルスの可視化を目指す」と概要に記されている。

この間のコロナ禍においても飛沫中のウイルス検出は重要だった。しかし防衛費から最大 20 億円も出すのは軍事的に意味があるからに他ならない。

厚生労働省 HP には「生物兵器テロの可能性が高い感染症について」というサイトがあり、炭疽症・天然痘・ペスト・ボツリヌス症を挙げている。また WHO の「Public Health Response to Biological and Chemical Weapons. WHO Guidance」

(2002) では細菌 11 種、ウイルス 15 種、真菌 1 種、原虫 2 種をあげている。このようにウイルスなどをテロや戦争に利用しようとする組織や国家がありうる中で、防衛省もテロ対策のためにウイルスの可視化が必要だと判断しているのだろう。だが、この技術は今後の感染症対策にも重要であり、本来は国立感染症研究所などが中心となっていくべきではないか。

豊橋技科大はこの研究がコロナ対策など人々の健康に役立つというのであれば、防衛費ではなく科研費や厚労省の予算などで行うべきである。防衛費を用いることで、この研究がテロ対策へと方向付けられる危険性を看過すべきではない。

「戦争と医の倫理」の検証を進める会 シンポジウムの報告

大野 義一郎

4月23日「戦争と医の倫理」の検証を進める会（以下「検証を進める会」）の主催で表記のシンポジウムが行われました（AP 渋谷道玄坂、東京）。

同じ日に日本医学会総会（4月21日―23日）が行われていました。日本医学会は120周年を記念して編纂した「未来への提言」のなかで731部隊の存在を明記し、倫理や人権の蹂躪があったことに言及しました。

「わが国も、これまで医学・医療の名において、人々に大きな犠牲を強いた過去を持つ。戦時中に石井機関と七三一部隊で中国人やロシア人等を対象とした非人道的な人体実験が広範に行われ、この研究には当時の日本の医学界をリードしていた大学教授たちが多く参加していた事実がある。その後も、ハンセン病患者に対する強制隔離や優生手術を行った事件や薬害エイズ事件等の重大な事例、さらには、「旧優生保護法」に象徴される生命倫理原則や基本的人権、インフォームド・コンセントの蹂躪が起こった。私たちは、こうした過去の過ちに学び、将来にわたって非倫理的な状況が再び起こることのないよう、私たち自身の倫理を確固たるものとし、時には流れに抗うことも医学に携わる者の責務であることを改めて認識する」（「未来への提言」p72）

「検証を進める会」のこれまでの提言が反映されたものとなりました。これを出発点にこれからの日本の医の倫理をどう確立していくか課題となります。そのような情勢の中でシンポジウムは開催されました。

＊

シンポジウムに先立って「731部隊員の証言」がビデオ上映されました。1997年2月22日に行われた「731部隊語り部フォーラム」のダイジェスト版で常石敬一氏が進行役をつとめ4名の元隊員が自ら経験した人体実験、細菌研究を語りました。

シンポジウムの司会・進行は「検証を進める会」の呼びかけ人である土屋貴志氏（大阪公立大准教授）、高本英司氏（全国保険医団体連合会副会長）が務めました。

基調報告はスヴェン・サーラ氏（上智大学教授）の『歴史修正主義から「ポスト真実」の時代へ』でした。不都合な歴史を歪曲する歴史修正主義は世界の多くの国でみられる政治的な動向であり、例として「post-truth」（トランプ前米大統領）、「歴史に関する終止符」「戦後生まれの世代が謝罪すべきではない」（コール元独首相）、「戦後レジームからの脱却」（安倍元首相）などを挙げました。ドイツのホロコースト否定論を取り上げ、過去を肯定することは現在ある差別を肯定するものであること、偏見は、偏見に基づく行動、差別（社会的、体制的）、さらに暴力ついにはジェノサイドに連動するもので、ジェノサイドに至る前の段階で抑えることの重要性を指摘しました。

1990年代にドイツでホロコースト否定論が非合法化され各国に波及したこと、2005年から1月27日を「ホロコースト犠牲者を想起する国際ディ」とすることを国連が決議したこと、日本を含む各国にホロコーストの記念館が設置されていること、これらは歴史記憶のグローバル化という意義があると述べました。

ドイツにはなお歴史修正主義が残っており、日本は戦争被害者としての記録することは熱心だが加害者であったことの記録はしない態度をとっており、世界的には植民地政策肯定論もみられます。サーラ氏は歴史修正主義には、継続して対抗することの重要性を強調しました。歴史修正主義の担い手は歴史の専門家でないことがほとんどで、歴史研究者が積み上げてきた学問の否定である。歴史修正主義に抵抗することは事実に基づき科学を貫くことであることを指摘しました。

パネリストの倉沢愛子氏（慶応大学名誉教授）は「ワクチン開発と戦争犯罪」を報告しました。1944年日本軍占領下のインドネシアで徴発され「ロームシャ」と現地で呼ばれた労務者に予防接種（赤痢、チフス、コレラ）が行われ478人が破傷風を発症し368人が死亡する事件が起きました。高名なインドネシア人研究者モホルタル医師が破傷風菌の混注を指示したとして死刑、注射を実施したスレイマン医師が禁固刑（刑務所で獄死）

となり事件は「終結」しました。その後の調査で、ワクチンを製造していたバンドンのパスツール研究所には、対米英戦のために 731 部隊から異動した破傷風研究者がいたことが判明しました。さらに戦後の帝銀事件の調査のなかで、その中の一人の研究者がインドネシアで 300 人を破傷風菌で死亡させた事件への関与を捜査員に話しましたが、それ以上の取り調べは中止指示がだされました。

隠蔽歪曲された歴史の真相を事実をもって明らかにすることの重要性と、731 部隊研究との共同によって満州の 731 部隊が南方戦線にも関与していた実態を暴いたことが報告されました。

最後はパネリストの吉中丈志氏（全国保険医団体連合会理事、京都大学医学部臨床教授）が「731 部隊と日本医学会—「未来への提言」を踏まえて」を報告しました。

731 部隊は非人道的な人体実験と戦争犯罪である生物化学兵器の開発研究を行いました。終戦時の証拠隠滅、アメリカによる免罪、日本政府・医学界による隠蔽、中国医での施設破壊により明るみに出ることなく裁かれることもありませんでした。吉中氏は日本医学会が医学医療の非倫理性や人権侵害の実例として 731 部隊に言及したことの意義を指摘し、同時に掲げた①過去の過ちに学び、②私たち自身の倫理を確固たるものにする③時には流れにあらがうことを実践するよう見守る必要があると強調しました。

学問の戦争遂行を許さないための 9 つの視点（総力戦の時代、人体の収奪、軍医学校、研究費による動員、封建的人間関係、戦争犯罪、政治的

免責、歴史を踏まえない医の倫理、自然科学主義）を提起しました。

特に吉中氏が強調したのは倫理・人権擁護、科学性に関する専門職の自律性でした。日本医師会が医の基本として仁術、人命尊重、国事国策への協力を掲げていることを例に日本では倫理・人権擁護の視点が弱ことを指摘しました。そのうえで医学と人文科学、社会科学との連携を進める研究拠点を大学に設置する重要性、現代の Digital Transformation に即した情報発信の必要性に触れました。

＊

参加者は 118 人（現地 56 人、オンライン 62 か所）、併設された「パネル展戦争と医の倫理～731 部隊など医師・医学者の戦争加担を考える～」(4 月 19～23 日、渋谷区文化総合センター大和田、ギャラリー大和田) の閲覧者は 85 人でした。

(大野義一郎：医師、北海道立天売診療所、「戦争と医の倫理」の検証を進める会呼びかけ人、軍学共同反対連絡会共同代表)

◆各講演は下記から動画で見ることができます。

戦争と医の倫理 プレ企画 『731 部隊員の証言』

<https://www.youtube.com/watch?v=cRiSyRnHhqs>

歴史修正主義から「ポスト真実」の時代へ

<https://www.youtube.com/watch?v=mdWW7N9tiyw>

ワクチン開発と戦争犯罪

<https://www.youtube.com/watch?v=ol0xZlzsGEw>

731 部隊と日本医学会—「未来への提言」を踏まえて—

<https://www.youtube.com/watch?v=CVxuiowGqeA>





文献紹介

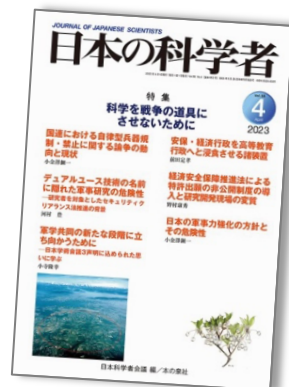
『日本の科学者』

2023 年 4 月号 Vol.58 No.4

2023 年 4 月 1 日発行

日本科学者会議編

本の泉社/800 円（税込）



本書の特集は「科学を戦争の道具にさせないために」であり、特集の内容に限定して紹介をする。

特集まえがき 科学・技術を戦争の道具にさせないために（小金澤鋼一）言葉の玉手箱（野村康秀・小金澤鋼一・前田定孝）、国連における自立型兵器規制・禁止に関する論争の動向と現状（小金澤鋼一）、デュアルユース技術の名前に隠れた軍事研究の危険性—研究者を対象としたセキュリティクリアランス法推進の背景（河村 豊）、資料：国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議報告（要約）（編集委員会）、資料：軍事的安全保障研究に関する声明（日本学術会議）、軍学共同の新たな段階に立ち向かうために—日本学術会議 3 声明に込められた思いに学ぶ（小寺隆幸）、安保・経済行政を高等教育行政へと浸食させる諸装置（前田定孝）、経済安全保障推進法による特許出願の非公開制度の導入と研究開発現場の変質（野村康秀）、日本の軍事力強化の方針とその危険性（小金澤鋼一）。

「まえがき」は、科学・技術をめぐる日米の動向に触れ、特集論文の紹介が述べられている。「言葉の玉手箱」では、経済安全保障推進法（野村・小金澤）、特定重要技術（野村）、ランド研究所（前田）、アカデミック・キャピタリズム（前田）の解説がなされている。

小金澤論文では、特定通常兵器使用禁止条約（CCW）の下にある AI で制御される自律型致死兵器システム（LAWS）規制あるいは禁止が取りあげられている。戦争行為には①観察（O）、②方向指示（O）、③決定（D）、④行動（A）（OODA サイクル）の工程があり、LAWS は人間オペレータがその兵器システム（WS）の自律性への依存で、交戦の決定は人間が行う半自律型致死兵器システム（S-LAWS）と交戦の全てに人間が介入しない完全自律型致死兵器システム（F-LAWS）がある。9 年間の国連での会議において、2019 年、2021 年、2022 年の論議を経て、LAWS には国際的な法規制が必要であることが主張されている。

河村論文では、デュアルユースの名の下に軍事機密保持に求められるセキュリティクリアランス制度への法整備が進められていることが指摘されている。アメリカで見られる軍事作戦の範囲の拡大、商業技術の軍事技術への取り込み拡大は、新たな軍民複合体を誕生させている。日本では、現在、セキュリティクリアランス制度に関わる問題に直面している。2017 年の日本学術会議の声明を活かして、軍事目的のための科学研究を行わないことが堅持される必要性が主張されている。

2022 年 11 月 22 日の「有識者会議報告」は、日米同盟を基軸とする防衛力と防衛体制の強化が述べられている。2017 年 3 月 24 日の「日本学術会議の声明」は、1950 年、1967 年の二つの軍事研究を行わないとする声明を継承して、防衛装備庁の「安全保障技術推進制度」（2015 年発足）に当たり、研究の自主性、自立性、研究成果の公開性の尊重から民生分野の研究費の充実が求められるとする。さらには、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究に対しては、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けることが宣言されている。

小寺論文では、軍学共同の全体像とそれが持つ問題が提起されている。安倍政権は、日米の軍事的一体化とともに防衛産業の育成と武器輸出推進による産学官の結集したデュアルユース技術の振興と技術力の軍事利用を進めた。2015 年に安全保障技術研究推進制度が開始されたが、2017 年に日本学術会議が新たな声明を出すことで、大学からの応募が減少したが、宇宙航空研究開発機構（JAXA）、海洋研究開発機構などの公的研究機関の応募が常態化している。さらに、2022 年の経済安保法の成立による軍事研究費の増額が開始する。防衛装備庁の制度による 20 億円を使った JAXA、岡山大、東海大の極超音速（誘導弾）の研究、さらには 10 種類のミサイル、次世代戦闘機、レーザガン、レーザー兵器、無人潜水艇などの最先端兵器の開発が一挙

に始まる。日本学術会議による原点としての1950年声明、科学のあり方を問う1967年声明、「学問の自由」を柱とした2017年声明の意義を述べながら、科学研究者は良心に従って軍民両用の研究を辞めて、その理由と危うさを訴えることで歯止めをかけていく必要性が主張されている。

前田論文では、2022年の経済安保法と国際卓越研究大学法の成立が総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）という首相を議長とする組織等により、「技術」開発の名のもとに科学・技術を支配しようとしている問題が検討されている。国際研究卓越大学という制度において、CSTIが大きな役割を握る。CSTI議員の川上隆大が述べるアカデミックキャピタリズムは、小森田秋夫が指摘する「稼ぐ『知識産業体』」を指す。経済安全保障推進会議は、CSTIと共通の方針を持つ。経済安全保障重要技術育成プログラムと安全保障技術政策制度のリンクが危惧される。2020年の科学技術基本法制定は、高等教育機関における研究に対して、国家が設定した特定目的のための誘導が進められていることへの警鐘が主張されている。

野村論文では、経済安全保障法の4本柱の一つとして導入される特許出願の非公開制度（出願非公開）が、科学・技術、学術の軍事動員に呼応することが述べられている。セキュリティクリアランス制度が研究開発の現場に適用された場合、大学でも企業でも日常的な研究・研究者管理が強まり、研究者同士の交流に規制と監視が強まる。軍事利用を想定しない特許出願が防衛省や米国の関心に基づいて、内閣総理大臣により「保全指定」され、予期なく種々の制約を受けることで、企業の事業戦略に重大な影響を及ぼす。特許出願の非公開による科学・技術、学術の軍事動員と囲い込みは、研究現場の変質を強制し、日本の未来を危うくすることが主張されている。

小金澤論文では、米国の軍事戦略に長年多大な影響を及ぼしているシンクタンク RAND 研究所が、2021年7月に日本に向けて、軍事技術の立ち遅れを指摘する報告書に関わる問題が述べられている。急速に開発が進む新興技術分野として17分野を挙げている。その中には情報技術分野として9分野、

物理システムとして9分野がある。さらには、日本の防衛力を多元領域化するための振興技術の重要点が述べられている。未来工学研究所の報告書は、RAND 研究所や他の軍事大国のシンクタンクのレポートを総括した将来の戦争の鍵となる軍事技術11項目をあげている。合成生物科学やナノテクノロジー（NT）の軍事利用研究も挙げている。米国のDARPA や IARPA の軍事研究の動向にも触れている。米国国家防衛戦略2022の軍事技術開発の方針は、RAND 研究所の報告や DARPA の研究などに基づいていて、日本への提言に反映している。2022年の日本の国防3文書は、「国家防衛戦略」、「国防力整備計画」において、防衛力の強化についての7つの能力が挙げられ、これらは RAND 研究所の報告で痛烈に指摘されているものである。ロシアのウクライナ侵略と中国の軍事力強化を追い風とした軍備増強と研究開発は、憲法9条の事実上の破壊であり、日本を危険な道へと回帰させることが主張されている。

本特集は、国内の軍事研究と関係性の深い日本学術会議の任命拒否問題、日本学術会議法改訂問題を除く、国内の軍事研究の動向とその危機にどう立ち向かうかについての基本見解が領域別に述べられている。安全保障技術研究推進制度開始、LAWS 開発、セキュリティクリアランス制度導入、経済安全保障法成立、国際卓越研究大学設置、防衛費増額などの諸問題は、国内の軍事研究と一体化した課題である。日本学術会議の原点とも言える「軍事研究は行わない」とする1950年声明、それを継承する1967年声明、2017年声明を科学者/技術者の矜持（良心）として継承し、活かし、科学/技術の戦争への動員を徹底して避ける指針を本特集から読み取ることが急務と理解できる。一読をお勧めしたい。

参考文献

- 池内 了 2017. 『科学者と軍事研究』岩波新書
杉山滋郎 2017. 『「軍事研究」の戦後史』
ミネルヴァ書房

竹内憲一（本連絡会会員）

軍学共同反対連絡会

共同代表：池内 了・野田 隆三郎・大野 義一郎

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に【軍学共同反対連絡会】と明記してください。

小寺 (pokopeace@gmail.com) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)